

## 第6回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容

NO.	カテゴリー	Q	A
1	職員ヒアリングについて	市民の立場としても、市の職員の立場としての物の考え方には興味がある。一冊の文章をつくる上で、「そこにどのような市職員同士の心のぶつ付け合いがあったか」「何故、特定の部署職員がそのような考え方をするのか」等を知ることが市民が納得をして基本条例を作り、受容する上で大切である。この「プロジェクトチーム(まちづくり部会)」の最終報告書ができるまでに市民参加や市民傍聴を取り入れるべきであったと考える。	調布市基本計画推進プロジェクトチームの活動については、すでに最終報告をもって終了しており、御意見は今後の諸業務の推進の参考とさせていただきますが、懇談会への御意見ではなく、事務局への御意見として承ります。
2	職員ヒアリングについて	文章を作るということは、確かに色々な資料を調べて勉強することは大切であるが、その勉強から創造される必要な知識、物の考え方はどのように「まちづくり部会」では行われたのか。非常に不明解である。	上記回答のとおり、プロジェクトチームの活動は終了しておりますので、事務局への御意見として承ります。
3	職員ヒアリングについて	資料というものは使うことによりその価値が発揮される。市民の一般知識レベル(特に高卒レベル)により資料をつくる努力は大変に評価できるものである。ただし、図書館にその資料をおいたり、行政資料室においたりするだけでは、市民への資料活用をうながす上では、不十分である。例えば、図書館では、半年くらい広報板(掲示板等)により資料の存在を告知するべきである。	作成された報告書や策定された方針等、市役所で行われた諸活動については、市報、ホームページ他で、市民の皆様幅広く知っていただき、内容への御理解をいただいたり、御意見をいただけるよう努めてまいります。
4	職員ヒアリングについて	「市民が主役のまちづくり部会最終報告書」におけるプロジェクトチームと協力して当市民懇談会を進めることは大切である。しかし、本当にこの最終報告書の内容が100%受け入れられるものなのか検討することも大切である。	これまでの、調布市での住民自治基本条例に関する活動として、今後の参考にさせていただきたいということで、御紹介したものです。御意見として承ります。

5	職員ヒアリングについて	「プロジェクトチーム」の報告（未読）は興味深かった。若手職員の様々な思いが伝わった。そして、そこから導き出される議論に、待ったをかける「行政プロ」との溝を感じた。	第6回傍聴者意見として、委員に開示します。
6	住民自治基本条例について	市行政の各部門の計画は、具体的でない、身の入った市行政実現は不可能である。従って、この計画をシンプルにするのは好ましくない。住民基本条例こそどのような計画を作るうえでも市民が参加することが可能になるような制度をつくるという意味でシンプルにするべきである。	第6回傍聴者意見として、委員に開示します。
7	住民自治基本条例について	住民基本条例に何を求めるのか。この求める物の中で具体的な各問題を扱うべきなのか考えるべきである。具体的な問題は市各部署の計画によってなされるものであり、住民自治基本条例では、市各部署の計画をつくるためのルールづくりをするものであるべきと考える。ここに調布の個性を入れてほしい。 *日本国憲法は法治国家の法律制定のためのルールである。この法律制定を市各部署の計画作りにおきかえるとよいと考える。	第6回傍聴者意見として、委員に開示します。
8	住民自治基本条例について	「協働」というのは、市の職員はプロであるが、市民も市内での生活作りとしてプロであるという意識により行われる必要がある。市民のこのような意識を住民自治基本条例で確認し、「協働」としての形態には、原則として多種多様なものを容認し、制限を設けないことを基本条例で確認することが大切である。	第6回傍聴者意見として、委員に開示します。
9	住民自治基本条例について	市民参加を担保するために、色々な市計画や市条例の制定をするためのルールづくりとしての自治基本条例にこれを入れることは大切である。	第6回傍聴者意見として、委員に開示します。

10	住民自治基本条例について	<p>条例はどのようなものであっても市議会が決定するべきである。市議会は立法府であり、条例は法の意味をもつからである。市の計画は条例という法に基づいて、行政が作るものである。これが地方自治法の考え方だと考える。市民はそのそれぞれのプロセスにおいて参加することで住民自治が実現される。住民自治基本条例はこの市民の参加のルールを規定することに意味を見出すべきと考える。</p>	<p>第6回傍聴者意見として、委員に開示します。</p>
11	住民自治基本条例について	<p>委員の発言の中に「無理に調布らしさを出さなくてもよく、むしろわかりやすくシンプルに」というのは、賛成であるし、無理に「らしさ」は出さなくてもよいが、調布市においては「市民参加の手続きを規則として定め、市の各機関は励行しなければならない」と定め、市民参加プログラムを担保して欲しい。他市の条例にはないが、これが、つまりは調布らしさとなろう。 *市民が主役のまちづくり部会は最終報告後、2年のブランクができてしまったが、この間に職員から市民フォーラムに、市民サイドからの市民参加プログラムを検討しないかとの呼びかけがあって、これが市長への提言につながり、さらにこれが、現在の「調布市自治基本条例をつくる会(市民サイド)」の発足につながった。</p>	<p>第6回傍聴者意見として、委員に開示します。</p>
12	市行政と市民参加について	<p>予算上の公平な実現とは、市民サービスを仕事とする市役所行政の中で、社会通念上及び地域性特徴を基に市民サービスの優先順位をつけることにより実現されるのが現実である。この優先順位のつけ方の基準を作ることは難しいが、必要なものであるので、市役所は市民の基準作りの心を取り入れて、これを作ることを優先すべきである。</p>	<p>住民自治基本条例の策定に関わるよりも市政全般への御意見と思われませんが、参考意見として委員に開示いたします。</p>

13	市行政と市民参加について	市民と行政の信頼関係がなくなっているというのは、行政の仕事プロセスが不透明だからである。行政で決定された結果だけを透明にすればよいのではない。各条例や計画をつくる段階から市民が参加し、それらを実行していく姿を行政が市民に対して透明にしていくことが大切である。	市としては、市民参加プログラムの実践を積み上げていきます。第6回傍聴者意見として、委員に開示します。
14	市行政と市民参加について	行政が本来は推進役であり、市民は税金を払って行政にまちづくりを任せておけば市民は楽であるという意見があった。行政がまともにまちづくりをしっかりとすれば、市民は、行政にまちづくりをまかせておけば本当に良いのか考えるべきである。 まともな行政の実現 市民は行政にまかせる 市民はまちづくりにまったく参加しなくて良いのか？	第6回傍聴者意見として、委員に開示します。
15	市行政と市民参加について	市民と行政の間に、その考え方に温度差があることは立場が違うのだから、当然のことと考える。ここで大切なことは、「どうしてどの様な立場であるとその様に考えるのか」を市民と行政の双方が理解するように努めることである。そこから互いの理解と、市民と行政の協働が始まると考える。	第6回傍聴者意見として、委員に開示します。
16	市行政と市民参加について	「声なき声」とよく言うが、それをどう捉えているのか、どんな風に理解しているのか問いたい。	「声なき声」が、市行政へのあきらめの結果であったり、どのように声を出したらよいかわからないからであっては、いけないと考えております。御意見を寄せていただく方法をより多くの市民の方に御理解いただくよう努め、市政に気軽に御意見をいただけるようにすること、市民参加プログラム等の実践をしていくことで、「声なき声」が「声」となるように進めてまいりたいと考えます。

17	高校生ヒアリングについて	<p>高校生ヒアリング企画について、案2のほうが高校生には参加しやすいと考える。しかしながら、住民自治基本条例は「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを根において存在しているものである。そこで、案2を確認した後で、案1に重点を置いて議論したほうが良い。但し、案はこの2つだけなのか？</p> <p>高校生が、市役所へ来たがるだろうか。終業式の日、放課後ヒアリングするのも手かもしれない。</p>	<p>御提案ありがとうございます。企画を再考する中で参考にさせていただきます、第6回傍聴者意見として、委員に開示します。</p>
18	懇談会運営について	<p>傍聴人と委員の間で議論する機会を作ってほしい。</p>	<p>最後に座長の発言があったように、これからも時間的に可能であれば、機会を設けていきます。第6回傍聴者意見として、委員に開示します。</p>
19	懇談会運営について	<p>市民と行政のさまざまな委員会を傍聴しているが、「待合室を離れた場合は、必ず午後7時までにお戻りください。上記の時間にお戻りにならない場合、入室はできません」「懇談会終了後の委員及び担当者への直接の御質問、御意見等は御遠慮いただきますよう・・・」と書かれた傍聴受付票やアンケート用紙を渡されたのは初めて。こんなこと傍聴者に書くことが必要なのか。誰が決めたのか、お聞きしたい。</p>	<p>たいへん狭い会場で、懇談会が円滑に進行するように、傍聴の皆様にも御協力いただきたいという主旨で事務局が作成したのですが、実際には、定員以外の制限はしておりませんので、文面については改善したいと考えております。</p> <p>終了後のことについては、施設面の問題で、会場を9時30分までに整理して、退出を完了しなければならないという制約から、御協力をお願いしているものです。御理解いただけますようお願い申し上げます。</p>
20	懇談会運営について	<p>受付の方から遅れないようにと注意を受けた。仕事を終えて駆けつける人もいる。こんな注意が必要なのか。氏名、電話番号のアンケート用紙も疑問。傍聴受付票も必要ない。</p>	<p>せっかくお越しいただいたところに、言葉足らずな対応をいたしまして、申し訳ございませんでした。</p> <p>これまでも、傍聴の方が定員に満たない場合は、途中入室もすべてお受けしております。次回から、受付方法を改善したいと考えております。</p> <p>また、アンケートの氏名、電話番号は、記入は必須ではなく、回答希望の方にのみ、回答をお送りする目的のためにだけ伺っているものです。アンケートをお書きにならない場合、またお書き</p>

			<p>になっても回答不要の場合は御記入の必要はありません。</p> <p>傍聴受付票については、会場の事情で人数の制限もあることから御協力いただいているものですが、御名前は個人情報ですので、受付を通していただければ、記名いただかなくても御入室は差し支えございません。その場合も傍聴の人数には加えさせていただきます。</p>
2 1	その他	<p>1999年に地方自治法の大改正があったが、市民参加（参画）にどのような変化があったのか。e-コミュニティについても、その進捗度が知りたい。</p>	<p>住民自治基本条例の策定を検討していく過程で必要になった場合は、懇談会で検討していくことになろうかと考えます。</p>
2 2	その他	<p>少子高齢化に対処して、例えば、リバースモーゲージについて、武蔵野市福祉公社（直接方式）、世田谷区福祉公社（間接方式）、調布ゆうあい公社（間接方式）の違いが生じているが、どのように考えたらよいか。ちなみに調布市は取り扱い件数0である。</p>	<p>このことについては、現時点では、住民自治基本条例の策定過程で検討するものではないと思いますので、公社へのお問い合わせをお願いします。</p>
2 3	その他	<p>目下、商法（会社法）の改正が進んでおり、監査役の立場の強化をはじめ、経営の民主化が図られている。同様に住民参加の意味でも非常勤監査役（複数）の設置を提言したいと思う。（公務員経験のない人が望ましい）</p>	<p>住民参加への御提案として、委員に開示します。</p>